厚生労働科学研究費補助金 (がん対策推進総合研究事業) 小児がん拠点病院等及び成人診療科との連携による長期フォローアップ体制の構築のための研究 分担研究報告書

「小児がん拠点病院及び成人診療科との連携による 長期フォローアップ体制の推進に係る ELSI の検討」

研究分担者 飯島祥彦 藤田医科大学医学部生命倫理学教授

研究要旨

小児がん拠点病院及び成人診療科との連携による長期フォローアップ体制の構築にかかる ELSI について、検討の対象として取り上げた。小児期の診療情報を既存情報として収集するとともに、治癒・寛解後、成人期へ移行後での健診情報等の収集のあり方、情報主体からの同意取得のあり方について検討を行った。また、長期フォローアップを行うための情報管理についても検討を行った。

A. 研究目的

小児がん患者が治癒または寛解後、 成人期まで健康情報を経過観察するに あたって検討しなければならい倫理・ 法・社会的問題(以下「ELSI」とい う)について検討を行う。

B. 研究方法

小児がん拠点病院と成人診療科と連携して小児がん患者を長期にわたりフォローアップをするための体制の構築には、課題が多い。すなわち、小児科での診療情報を収集するための手続き、成人期の治癒・寛解後した成人期

に移行した際の健康情報の収集方法 (アクセスの方法まで)、収集した個 人情報の安全管理の手法、それぞれの ステージにおける情報主体からの同意 の取得のあり方等である。今回、度重 なる改正が行われる関係法令及び指針 (ガイドライン) すなわち「個人情報 保護法」(以下「個情法」)、「生命科学 および医学系研究に関する倫理指針」 (以下「生命科学・医学系指針」とい う)についての情報収集、関係学術論 文を収集し、検討を行った。

(倫理面への配慮)

人を対象とする研究ではなく、個人

情報も扱わないため、特段の倫理的配慮は不要であった。

C. 研究結果

小児がん拠点病院及び成人期での健 診機関や医療機関との連携による長期 フォローアップ体制の構築を行うにあ たっては、関係法令・指針を遵守する 必要がある。診療情報は原則として個 情法での「要配慮個人情報」に該当 し、診療以外での目的外使用や第三者 への提供を行うにあたっては、原則、 情報主体からの同意が必要である。ま た、小児がん患者を長期フォローアッ プするためには、小児科診療を終了し て、治癒・寛解状態に至った症例から 情報提供をしてもらう必要がある。そ のためには成人以降、診療や健診を受 け、それらの情報を提供してもらうた め、小児科から成人科に移行時に、情 報主体(患者)が長期フォローアップ 研究にアクセスしてもらうなどの、経 過観察を行うことができる体制を構築 する必要がある。また、小児科での診 療情報を収集・使用するにあたって は、すでに親権者などから代諾を取得 していると思われるが、患者本人が成 人になった後、本人から改めて同意を 取得することが望ましい。

D. 考察

小児がん拠点病院及び成人後診療を 担当する診療科などとの連携による長 期フォローアップ体制を構築するため に検討しなければならない ELSI とし ては、情報主体からのインフォームド のあり方、成人になった小児がん患者 へのアプローチのあり方、情報管理体 制のあり方などがある。

長期フォローアップ体制の構築は研究事業として行うので、学術研究として個情法の適用除外となり、生命科学・医学系指針を遵守して事業を進めることになる。生命科学・医学系指針では、診療情報(既存試料・情報)の利用や第三者提供はオプトアウト手続で実施できる余地がある。本事業での診療情報の収集は、事業全体で診療情報の使用や第三者提供における同意の方針をあらかじめ決めておく必要がある。

本事業では、小児での診療が終了した後、成人期でのフォローアップに移行する際、情報主体(患者)から改めて同意を取得する機会があるため、小児期の診療情報の使用や第三者提供について再同意を取得するべきである。同意のレベルについては、個情法における「適切な同意」でよく、いかる「文書による同意」までは要求されない。同意の取得にあたっては、生命科学・医学系指針にて規定されているネットワークを介した「電磁的手法による同意」を活用することも可能である。

しかし、成人になった元小児がん患者へのアプローチのあり方については、困難な問題が内在している。治癒・寛解状態にある小児がん患者が引き続き医療機関の成人診療科を受診しない可能性もあり、そうであれば当該人は医療による管理はなされないこと

になる。引き続き成人診療科を継続受診する場合には、小児診療科と成人診療科の連携が求められる。内科など成人診療科にて長期フォローアップに関するエフォートの確保なども課題となる。なお、成人した患者はどの診療科に受診するべきか、明らかではなく、不定愁訴で心療内科に受診するケースもある。

成人後、引き続き診療を受けない方 をいかに長期フォローアップしてもら えるかは大きい課題である。成人期に 移行した元小児がん患者を定期的な健 診を受けてもらうような例えば健診受 診の補助なども対応策として挙げられ る。

長期フォローアップにての情報集積にあたっての情報管理体制については、研究ベースではあるが、国立成育医療研究センター、小児がんセンター・小児がんセンター・小児がんセンター管理課がREDCapを使用した管理システムを構築し、その有用性と課題が明らかにされつつある。

E. 結論

小児がん拠点病院及び成人診療科との連携による長期フォローアップ体制を構築するためには、困難な課題があり、個々の課題を一つ一つクリアしていくことが必要である。個別事業で実績を重ね、その経験を下に疾患領域や事業規模を拡大していくことが求められる。

長期フォローアップ事業を拡充する ためには、情報主体の同意取得手続き や収集したデータの管理、なとくにレジストリ管理に要するエフォートの確保が必要である。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

- 飯島祥彦.人を対象とする生命科学及び医学系研究に関する倫理指針の下での精神医学研究の課題とその対応.精神神経学雑誌. 2022. in press.
- 飯島祥彦.研究倫理:人を対象とした生命科学 および医学系研究の倫理指針.腫瘍内科.26巻6号.711-715.2021

2. 学会発表

- 飯島祥彦. 今日、医師に求められる 医学研究の倫理. 第5回日本リハビ リテーション医学会秋季学術集会.
 2021
- 飯島祥彦. デジタルヘルスにおける 倫理および個人情報保護. 第57回 循環器病予防学会学術集会. 2021
- 飯島祥彦. 医療倫理と個人情報保護. 東海・北陸地区がんゲノム医療コーディネーター研修研修会. 2021

H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む)

特許取得
特になし